

各種割引・支援制度ガイド

障害のある方の生活を支援するために、各種料金割引や優遇制度があります。

- 1 . 税の減免について . . . 1 ページ
所得税・住民税の障害者控除、相続税の障害者控除・贈与税の非課税、自動車税自動車取得税の減免などについてご説明します。
- 2 . 料金の割引などについて . . . 3 ページ
JR 運賃、バス運賃、有料道路通行料金、NHK 放送受信料などの割引についてご説明します。
- 3 . 各種支援制度について . . . 7 ページ
補装具（補聴器、車いす等）の交付・修理、日常生活用具（入浴補助用具、排泄管理支援用具など）の給付・貸与、更生医療（心臓バイパス手術、血液人工透析療法）の給付、そのほか障害のある方が利用できるサービスなどについてご説明します。
- 4 . 各種手当、障害年金などについて . . . 12 ページ
特別障害者手当、障害児福祉手当などの手当、障害年金についてご説明します。
- 5 . 新しい障害福祉サービスについて . . . 13 ページ
障害者自立支援法の障害福祉サービスの概要についてご説明します。
- 6 . 主なお問い合わせ先一覧 . . . 16 ページ

蔵王町役場

保健福祉課 障害福祉係

TEL 0224-33-2003

FAX 0224-33-2988

E-MAIL hofuku@town.zao.miyagi.jp

平成 20 年 10 月作成

1. 税の減免について

| 税目 | 内容 | 対象者(等級) | 備考 | 申請等窓口 |
|---|------------------------------------|--|---|---------------------------------|
| 所得税 | 障害者控除 特別障害者控除 同居特別障害者扶養控除 など | 身3~6級・療B・精2~3級 身1~2級・療A・精1級 身1~2級・療A・精1級 身1~2級・療A・精1級 | 年末調整または確定申告時に手帳を提示して申告 | 年末調整をされる勤務先又は確定申告をされる税務署 |
| 新マル優制度 (少額貯蓄非課税制度、郵便貯金非課税制度、小額公債非課税制度) | 利子等の非課税 | 障害者本人 | 必要書類の提示等の手続きにより、郵便貯金350万円、銀行の預貯金350万円、公債350万円までの利子について非課税となる | 郵便局、金融機関、証券会社の各営業所 |
| 相続税 | 障害者控除 特別障害者控除 | 相続を受けた障害者本人 (身3~6級・療B・精2~3級)(身1~2級・療A) | 相続税の申告時に手帳を提示 | 税務署 |
| 贈与税 | 非課税(6,000万円まで) | 障害者本人(身1~2級・療A・精1級) | 特別障害者が特別障害者扶養信託契約による信託受益権を有することになる場合、信託銀行の営業所を経由して税務署に「障害者非課税信託申告書」を提出 | 信託銀行、税務署 |
| 消費税 | 非課税(身体障害者用物品について) | - | 義肢、車いす、補聴器、身体障害者用改造自動車、貸付等の資産の譲渡 など | - |
| 住民税 (市町村民税) | 所得税と同様 | 所得税と同様 | 年末調整、所得税確定申告で申告していない方は、市町村税務課へ申告 | 町民税務課 |
| 事業税 | 非課税 | 重度視覚障害者(全盲又は両目の視力が0.06以下) | あんま、はり等の医業に類する事業について | 県税事務所 |
| 自動車取得税 | 減免 | 障害部位及び等級により該当 | 障害者本人が取得した自動車で、通院・通学・生業のために障害者本人、生計同一者等が運転する場合、市町村担当課(市福祉事務所、町村福祉課)で交付を受けた証明書を車両登録の申告書に添付。 | 仙台中央県税事務所扇町出張所(TEL022-232-5702) |
| 自動車税 | 減免 | 自動車取得税に同じ | 障害者本人が所有者である自動車で、通院・通学・生業のために障害者本人、生計同一者等が運転する場合、市町村担当課(市福祉事務所、町村福祉課)で交付を受けた証明書を納期限前7日までに申告。障害者のみで構成される世帯は、障害者の通学等のために常時介護者が運転する場合も減免 | 県税事務所 |
| 軽自動車税 | 減免 | 自動車取得税に同じ | 障害者本人が所有者である自動車で、通院・通学・生業のために障害者本人、生計同一者等が運転する場合、納期限前7日までに申告。 | 町民税務課 |

控除額等、詳細については、各窓口にお問い合わせください。

自動車取得税、自動車税減免の該当要件については次ページをご覧ください。

自動車税、自動車取得税減免の該当要件について

身体障害者、戦傷病者が所有（取得）し、専ら身体障害者、戦傷病者本人が運転する自動車。

身体障害者等（身体、知的、精神障害者、戦傷病者）が所有（取得）し、専ら身体障害者等の通学（通所）通院又は生業のために、身体障害者等と生計を一にし、同居（同一敷地内に別居を含む）する家族の方が運転する自動車。（なお、障害者が身体障害者で18歳未満、知的障害者、精神障害者の場合は、生計を一にし同居する家族が所有する自動車でも減免が受けられます。）

身体障害者等のみで構成される世帯の場合には、身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車でも減免が受けられます。

減免を受けることができる自動車は、軽自動車税の対象となる自動車を含め身体障害者等一人につき自家用の自動車一台に限られます。

減免を受けられる方の範囲

| | 身体障害者手帳をお持ちの方 | | | | | | 戦傷病者手帳をお持ちの方 | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--|---|---|---|---|---|-----|---|---|---|--|--|
| | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 項 症 | | | | | | 款 症 | | | | | |
| | | | | | | | 特 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | | |
| 視覚障害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 聴覚障害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平衡機能障害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 音声・言語機能障害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上肢不自由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 下肢不自由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 体幹不自由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 乳幼児期以前の非 進行性脳病変による 運動機能障害 | 上肢機能 | 1 | | | | | （注） 1 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。 2 生計を一にする家族が運転する場合で一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。 | | | | | | | | | | | |
| | 移動機能 | | 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 心臓機能障害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| じん臓機能障害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 呼吸器機能障害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ぼうこう又は直腸機能障害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小腸機能障害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 免疫機能障害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

身体障害者、戦傷病者本人又は「生計を一にする方」、「常時介護する方」が運転する場合に減免

身体障害者、戦傷病者本人が運転する場合に減免

< その他の該当者 >

「A」判定の療育手帳をお持ちの方

「1級」の精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証を受けている方

2. 料金の割引などについて

< 運賃、料金等 >

| 種 目 | 割引率 | 対象者 | 備 考 | 申請窓口、問い合わせ先 |
|--------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|---|--|
| J R 旅客運賃 | 50% (自動車線の定期乗車券は30%) | 第1種身体・知的障害者 (介護者割引あり) (療育手帳A) | 各駅相互間、但し、障害者本人が普通乗車券によって単独乗車船する場合、片道100kmを越える区間に限り割引適用 介護者とともに乗車船の場合、普通乗車券、急行券、定期券、回数券について、本人及び介護者とも割引 | J R 窓口で手帳を提示して割引乗車券を購入(又は自動券売機で小児乗車券を購入し手帳を提示して乗車船)。 印 = 介護者と共に乗車する場合にのみ発売されます。 |
| | | 第2種身体・知的障害者 (療育手等B) | 片道100kmを越える区間に限り、普通乗車券について割引適用(介護者割引なし) | |
| | | 12歳未満の第2種身体・知的障害者 (療育手等B) | 定期券により介護者と乗車船する場合、介護者について割引適用(小児乗車券についての割引はなし) | |
| タクシー運賃 | 10% | - | 手帳所持者が乗車する場合 | 手帳を提示。 |
| バス運賃(民営) (高速バス含む) | 50% | - | 普通運賃 | 手帳を提示。 |
| | 30% | - | 定期券運賃(大人のみ) | |
| 仙台市営地下鉄 | 50% | - | 普通運賃 | 地下鉄窓口で手帳を提示し乗車券を受取り、到着した駅で精算機により支払う。通学の際の割引証の発行は、仙台市交通局総務課に問い合わせする。 022-712-8305 |
| | 期間により異なる | - | 定期券運賃 | |
| 航空旅客運賃 | 航空会社ごとに異なる (定期航空路線の国内線全区間) | 12歳以上の第1種身体・知的障害者 | 本人及び介護者1名について割引 | 航空券購入時に発売窓口で手帳を提示。 |
| | | 12歳以上の第2種身体・知的障害者 | 本人のみ割引 | |
| 有料道路通行料金(高速道路等の料金) | 50% | - | 本人以外の者が運転する場合は、障害部位及び等級によって該当。 | 町保健福祉課に手帳、車検証、運転者の免許証を持参して手帳に証明を受け、料金支払の際にその証明を提示する。 (E T C 利用は別申請) |

有料道路通行料金割引の該当要件については5ページを参照。

| 種 目 | 割引率 | 対象者 | 備 考 | 申請窓口、問い合わせ先 |
|-------------------------|-------------------|---|--|--------------------------------------|
| NTT 番号案内 | 無料 | 視覚障害 1~6 級、肢体不自由 1~2 級 | - | NTT 営業所、又はフリーダイヤル 0120-104174 |
| 外ジツト通話の付加機能使用料 | 基本料無料 通話料は別途支給 | 聴覚障害、音声機能・言語機能・そしゃく機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の 1~6 級 | 新規申請：H21.12.28 をもって終了 サービス利用：H23.3.31 をもって終了 | NTT コミュニケーション |
| 携帯電話 | 50%（基本使用料） | - | 割引内容や手続等は各社異なる。 | 各契約会社にお問い合わせ下さい。 |
| NHK 放送受信料 | 50% | 視聴覚障害者が世帯主の世帯 重度の障害者が世帯主の世帯 | 視覚・聴覚障害者が世帯主の場合に、半額免除となります。 重度の障害者（身体 1 級又は 2 級、知的 A、精神 1 級）が世帯主の場合に半額免除となります。 | 町保健福祉課で申請し、交付された証明書を NHK の営業所等に提出する。 |
| | 無料 | 公的扶助受給者 | 生活保護法に定める扶助を受けている場合等 | |
| | | 障害者がいる世帯で、世帯員全てが市町村民税非課税 | 身体障害者、知的障害者、精神障害者が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税の場合に、全額免除となります。 | |
| 盲人用郵便物 | 無料 （3 kg まで） | - | 点字郵便物（点字のみを掲げたものを内容とするもの）と特定録音物等郵便物（盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で公社が指定する施設から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるものに限る。） | 郵便局 |
| 盲人用点字小包 | 50% | - | 点字のみを掲げたものを内容とする小包郵便物 | 郵便局 |
| 心身障害者用冊子小包 | 50% | - | 図書館から心身障害者に郵送で貸出又は返送される冊子小包郵便物 3 kg 以内 | 郵便局 |
| 聴覚障害者用小包郵便物 | 50% | - | 聴覚障害者用のビデオフィンを内容とする 3 kg 以内のもので、聴覚障害者福祉施設との間に発受する小包郵便物 | 郵便局 |
| 定期刊行物（1 回の発行部数 500 部以上） | 低料第三種郵便物扱い | 心身障害者団体 | 心身障害者団体の発行する定期刊行物（1 回の発行部数 500 部以上）について、第三種郵便局として認可 | 団体の主たる事務所を有する都道府県・指定都市・福祉事務所が証明 |

有料道路通行料金割引の該当要件について

自動車の要件：次の ~ のうち営業用でないもの。 乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に「乗用」と記載されているもので乗車定員 10 人以下のもの）、 貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に「貨物」と記載されているもので後部座席が設置され乗車定員が 4 人以上 10 人以下のもののうち乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量 500 kg 以下のもの）、 特殊用途自動車（自動車検査証の「用途」欄に「特殊」と記載されているもので「形状」欄に「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」又は「キャンピング車」と記載されている乗車定員が 10 人以下のもの）、 二輪自動車（総排気量が 125cc を超えるもの）。

所有者の要件：自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に身体障害者本人若しくはその親族等の氏名の記載があるもの又は割賦契約等の場合は「使用者の氏名又は名称」欄に身体障害者本人若しくはその親族等の氏名の記載があるもの。本人以外の者が運転する場合にあっては、上記の要件に加え、障害者本人及びその親族が自動車を所有していないとき、障害者本人を継続して日常的に介護している者が所有しているもの。

障害者手帳の要件：身体障害者手帳の交付を受けた本人が運転する場合は該当（障害者が 15 歳未満につき手帳交付を保護者が受けている場合における保護者は非該当）。本人以外の者が運転する場合は、身体障害者手帳については障害の程度が下表のとき、療育手帳については障害の程度が「A」のとき、該当。

< 身体障害者本人以外が運転する場合の割引該当障害程度 >

| 障害の区分 | | 障害の程度 |
|-----------|----------------------------------|--|
| 視 覚 障 害 | | 1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1 |
| 聴 覚 障 害 | | 2 級及び 3 級 |
| 肢 体 不 自 由 | 上 肢 不 自 由 | 1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2 |
| | 下 肢 不 自 由 | 1 級、2 級及び 3 級の 1 |
| | 体 幹 不 自 由 | 1 級から 3 級までの各級 |
| | 乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害 | 上肢機能障害 |
| 移動機能障害 | | 1 級から 3 級までの各級（1 下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。） |
| 内 部 障 害 | 心臓機能障害 | 1 級から 4 級までの各級 |
| | じん臓機能障害 | 1 級から 4 級までの各級 |
| | 呼吸器機能障害 | 1 級から 4 級までの各級 |
| | ぼうこう又は直腸の機能障害 | 1 級から 3 級までの各級 |
| | 小腸機能障害 | 1 級から 4 級までの各級 |
| | ヒ免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 1 級から 4 級までの各級 |

< 公共施設料金等 >

| 種 目 | 割引率 | 対象者 | 備 考 | 申請窓口、問い合わせ先 |
|-------------------|----------------------------|---------------------|---|--|
| 慶長使節船ミュージアム | 観覧料免除 | 障害者手帳所持者 | 1・2級の身障手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳 1・2級 1人につき1人の観覧料免除。 | 石巻市渡波字大森30-2(TEL 0 2 2 5 - 2 4 - 2 2 1 0) |
| 蔵王野鳥の森自然観察センター | 入館料免除 | 障害者手帳所持者 | 1・2級の身障手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳 1・2級一人につき1人の入館料免除。 | 蔵王町遠刈田温泉字上ノ原 162-1 (TEL 0 2 2 4 - 3 4 - 1 8 8 2) |
| 県立美術館 | 常設展示観覧料全額免除、特別企画展示観覧料50%免除 | 障害者手帳所持者 | 1・2級の身障手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳 1・2級一人につき1人の入館料免除。 | 仙台市青葉区川内元支倉 34-1 (TEL 0 2 2 - 2 2 1 - 2 1 1 1) |
| 東北歴史博物館 | 常設展示観覧料全額免除、特別展示観覧料50%免除 | 障害者手帳所持者 | 1・2級の身障手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳 1・2級一人につき1人の入館料免除。 | 多賀城市高崎一丁目 22-1(TEL 0 2 2 - 3 6 8 - 0 1 0 1) |
| 蔵王町老人憩いの家黄金川温泉白鳥荘 | 50%免除 | 蔵王町内に住所を有する障害者手帳所持者 | | 蔵王町宮字中野 129 (TEL 0 2 2 4 - 3 2 - 3 9 6 0) |

詳しくは各施設にご確認ください。

また、他の市町村においても割引等を実施している施設等がありますので、最寄の市町村役場にお問い合わせ下さい。



3 . 各種支援制度について

< 優遇制度、給付、助成など >

| 種 目 | 内 容 | 対 象 | 申請窓口、問い合わせ先 |
|--|--|--|---|
| 駐車禁止対象除外 | 公安委員会の行った駐車禁止及び時間制限駐車区間規制の対象から除外される。(H19.6.2 から第1種のみ該当) | 下記の障害者本人が運転する車又は下記の障害者を乗せて家人等が運転する車。 視覚障害 1~2 級 平衡機能障害 3 下肢障害 1~3-1 級 体幹障害 1~3 級 脳原性運動機能障害 1~2 級 心臓機能障害 1・3 級 じん臓機能障害 1・3 級 呼吸器機能障害 1・3 級 ぼうこう機能障害 1・3 級 直腸機能障害 1・3 級 免疫機能障害 1~3 級 療育手帳 「A」 精神障害者保健福祉手帳 1 級 | 障害者本人の住居地を管轄する警察署交通課(蔵王町の方は白石警察署 25-2138) に、障害者手帳、自動車検査証、運転者の免許証、印鑑を持参して申請する。 |
| 郵便による不在者投票制度 | 事前に申請することで郵便による不在者投票ができる。 | 選挙の投票に行くことが困難な重度身体障害者。 | 町選挙管理委員会 |
| 公営住宅優先入居 | 入居者の選考の際に障害程度を参酌して選考される。 | 心身障害者が属する世帯。 | 町建設課町営住宅係及び県建築住宅センター(TEL 0 2 2 - 2 2 4 - 0 0 1 4 FAX 0 2 2 - 2 6 2 - 4 2 7 7) |
| 障害者自立支援制度 自立支援給付 介護給付 訓練等給付 | 障害者自立支援法 障害の種別にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組み | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 福祉サービス 介護給付の種類 ・ 居宅介護 (ホームヘルプ) ・ 重度訪問介護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援 ・ 児童デイサービス ・ 短期入所 ・ 療養介護 ・ 生活介護 ・ 施設入所支援 ・ ケアホーム 訓練等給付の種類 ・ 自立訓練 ・ 就労移行 ・ 就労継続支援 ・ グループホーム ・ 移動支援 | 町保健福祉課へ支給決定までの流れ <u>相談・申し込み</u> <u>利用申請</u> 心身の状況 <u>106 項目のアセスメント</u> 障害程度区分の <u>二次判定</u> 蔵王町 <u>二次判定</u> 医師意見書 市町村審査会 <u>障害程度区分の認定 1~6</u> サービス利用意向の聴取 <u>支給決定</u> 受給者証交付 訓練等給付は障害程度区分の判定は不要です。 |

| 種 目 | 内 容 | 対 象 | 申請窓口、問い合わせ先 |
|---------------------------|--|--|---|
| 自立支援給付 補装具給付・修理 | 各障害の部位の機能を補うために必要な用具（＝補装具）の購入・修理にかかる費用の9割が給付される。 | 身体障害者手帳所持者。障害部位によって給付できる補装具が異なる。 肢体不自由 ：義手（足）、装具、車いす、歩行器、収尿器、歩行補助杖、座位保持装置、座位保持いす、起立保持具、排便補助用具等 視覚障害 ：眼鏡、義眼、点字器、盲人用安全杖 聴覚障害 ：補聴器 両上下肢不自由及び音声言語機能障害 ：重度障害者用意思伝達装置 原則 ：1割負担。但し、本人及び扶養義務者の課税額によって本人の利用負担上限額が決定される（場合によっては費用の全額が自己負担となる）。 | 町保健福祉課 申請 判定依頼 リハ'リテーション支援センター巡回相談 判定書 町 制作依頼 業者 補装具 申請者 |
| 地域生活支援事業 日常生活用具給付・貸与 | 重度障害者が自立した家庭生活を送れるよう、不便を解消する用具（＝日常生活用具）が給付・貸与される。かかる費用の9割給付。 | 在宅の障害者。障害程度や児・者の違いで給付できる用具が異なる。 肢体不自由 ：浴槽、湯沸器、便器、入浴担架、体位変換器、訓練用ベッド、訓練いす、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、パソコン（共同利用）移動・移乗支援用具、特殊尿器、入浴補助用具、移動用リフト 視覚障害 ：盲人用ポータブルレコーダー、点字タイプライター、盲人用電卓、盲人用音声式体温計、盲人用時計、盲人用体重計、電磁調理器、点字図書 視覚障害者用拡大読書器、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字ディスプレイ、聴覚、音声、言語機能障害：聴覚障害者用屋内信号装置（聴覚障害者用屋内信号灯、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計等）聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、ファックス（貸与）等 音声言語障害 ：人工喉頭 ぼうこう直腸障害 ：ストマ用装具、収尿器 その他 ：透析液加温器、火災警報器、自動消火器、携帯用会話補助装置、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、福祉電話（貸与）、紙おむつ、頭部保護帽、電気式たん吸引器、棒状杖等、住宅改修費（居宅生活動作補助用具） 原則 ：経費については、9割負担となる。本人負担原則1割（月額負担上限額あり）貸与の場合は、所得税非課税世帯のみ該当。 | 町保健福祉課へ購入前に申請する。 |
| 地域生活支援事業 相談支援事業 | 相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う。 | 障害のある人、その保護者、介護者など 利用料金：無料 | 町保健福祉課へ |
| 地域生活支援事業 コミュニケーション支援事業 | ・手話通訳者派遣 ・要約筆記者派遣 ・点訳等を行う者派遣 | 聴覚、言語機能、音声機能、視覚等障害 利用料金：無料 | 町保健福祉課へ |

| 種 目 | 内 容 | 対 象 | 申請窓口、問い合わせ先 |
|--|---|---|--|
| 地域生活支援事業 移動支援事業 | 屋外での移動が困難な障害のある人について外出のための支援 | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害 保健福祉手帳所持者 利用料：1割 | 町保健福祉課へ |
| 地域生活支援事業 日中一時支援事業 (レスパイト支援 事業も含む) | 一時的に預かることにより、日中活動の場提供し、見守り及び社会に適應するための日常的な訓練等を行う。 | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害 保健福祉手帳所持者 利用料：1割 レスパイトサービス支援事業：4時間未満 250円、8時間未満 500円、12時間未満 750円送迎一回 50円 | 町保健福祉課へ |
| 地域生活支援事業 更生訓練費給付事業 | 身体障害者更生援護施設に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。 | 就労移行支援、自立訓練事業利用している者 | 町保健福祉課へ |
| 自立支援給付 自立支援医療 (更生医療) (精神通院医療) | (更生医療) 障害の軽減・除去を目的とする手術等に、かかる費用のうち医療保険給付残額(自己負担分)の9割が給付される。 (精神通院医療) 精神疾患で通院し、通院にかかる費用 | 身体障害者手帳所持者(一部手帳交付と更生医療給付の同時申請可)。 更生医療の対象となる医療の例 肢体不自由 ：関節形成術、義肢の適合具合をよくする手術等 目 ：角膜混濁による視力低下を防ぐ手術、瞳孔閉鎖症に対する手術等 耳 ：外耳の変形・狭窄、閉鎖に対する形成手術等 言語 ：形成術等 心臓 ：心房中隔欠損症や僧帽弁狭窄に対する手術等 じん臓 ：慢性じん不全患者に対する血液透析療法やじん移植手術 小腸 ：小腸切除等によって行われる中心静脈栄養法 免疫 ：抗HIV療法、免疫調節療法等 精神通院医療：統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等 自己負担については、原則1割。本人及び扶養義務者の所得に応じて月額負担上限額が決定となる。 | (更生医療)町保健福祉担当課へ 自立支援医療指定医療機関で作成した意見書・診断書を添付して「自立支援医療費支給認定申請書」を町保健福祉課へ提出し、「自立支援医療受給者証」の交付を受けた後、県知事が指定した医療機関へ受給者証提出。 (精神通院医療)町保健福祉課へ申請書、医師の診断書、同一の医療保険に属する世帯の市町村民税の課税状況を証する書類提出 申請 町保健福祉課 県精神保健福祉センター 町保健福祉課 ご本人 |

| | | | |
|-------------------|--|---|---|
| 医療費の助成 | 医療費の一部（自己負担額）について助成 | 特別児童扶養手当1級に該当する方 身体障害者手帳1・2級所持者 身体障害者手帳3級所持者で、内部障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方 療育手帳「A」所持者、B所持者で、職親に委託されている方 ただし、本人及び扶養義務者の所得が定められた額を超える場合は非該当。また、生活保護を受けている方は、別途医療費助成制度があるため非該当。 | 市町村担当課（蔵王町では、町民税務課保険係）へ助成金を振り込む通帳と保険証を持参し登録申請する。認定後は、交付された心身障害者医療費受給者証と助成申請書を保険証に添付して医療機関に毎月提出する。 |
| 種 目 | 内 容 | 対 象 | 申請窓口、問い合わせ先 |
| 特定疾患治療研究事業 | 「特定疾患」の治療にかかる医療保険が対象になる医療費の自己負担分の一部を県が負担する。 | へーチット病、パーキンソン病、網膜色素変性症等、治療方法が確立していない病気のうち、厚生省が「特定疾患」として定めたもの。 | 県保健福祉事務所健康対策班 0224-53-3121 |
| 小児慢性特定疾患治療研究事業 | 「小児慢性特定疾患」の治療にかかる医療保険が対象になる医療費の自己負担分を県が負担する。 | 悪性新生物、慢性腎疾患、ぜんそく等、治療が長期間に渡り、お子さんの健全な育成を害する恐れのある疾患。18歳未満の方が対象（一部の病気は20歳まで）。病気によっては入院、通院により該当。 | 県保健福祉事務所健康対策班 0224-53-3121 |
| 特定疾患通院介護料交付 | 通院1日ごとに介護料が交付される。 | 「特定疾患」、「小児慢性特定疾患」の認定を受けている在宅の方で、医療機関に介護を受けて通院している方のうち、下記のいずれかに該当する方。 身体障害者手帳1、3級所持者。 13歳未満の方。 上の2つ以外で心身機能障害のため介護が必要と医師が認める方。 | 県保健福祉事務所健康対策班 0224-53-3121 |
| 先天性血液凝固因子障害等医療費助成 | 国で定めた先天性血液凝固因子障害により治療を受けている方の医療費の自己負担分が助成される。 | 先天性血液凝固因子欠乏症等にかかっている方。 | 県保健福祉事務所健康対策班 0224-53-3121 |
| 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成 | 酸素濃縮器の使用にかかる電気料金の一部が助成される。 | 呼吸器機能障害により3級以上の身体障害者手帳の交付を受けている方で、在宅で医師の指示により在宅酸素療法者酸素濃縮器を利用している方。 | 医師の指示書又は酸素濃縮器使用証明書を添付し、町保健福祉課へ申請書を提出する。 |
| 盲導犬育成貸与 | 盲導犬を使用した歩行訓練を4週間程度行った後で、盲導犬が貸与される。 | 視覚障害により身体障害者手帳1級の交付を受けた方で、県内に1年以上居住する満18歳以上の方。 | 県障害福祉課身体障害福祉班 |
| 点字図書給付 | 年間6タイトル又は24巻を限度として点字図書（月刊、週間等で発行される雑誌を除く）が給付される。 | 主に情報の入手を点字によっている視覚障害者。自己負担額は一般図書の購入価格相当額。 | 出版施設からの点字図書発行証明書を添えて申請書を町保健福祉課に提出。 |
| みやぎ県政だより点字版・音声版 | 点字と声による県の広報誌が発行される。 | 視覚に障害がある方。 | 県視覚障害者福祉協会（TEL・FAX 022-257-2022） |
| 障害者ITサポート | 障害者の方のパソコン利用について | 心身障害者の方。 | みやぎ障害者ITサポートセンター（TEL 022-374 |

| | | | |
|-----------------------------|--|---|---|
| | の質問・相談を受付。 | | - 3 1 1 1 FAX 0 2 2 - 3 7 4 - 9 3 0 0) URL http://www.tpminc.co.jp/it/INDEX/ |
| 生活福祉資金貸付 | 障害者が、経済的自立や社会参加の促進による生活の安定を目的として、低利による資金の貸付を受けることができる。 | 心身障害者の属する世帯。 | 地域の民生委員へ相談、町社会福祉協議会へ申し込みする。 |
| 種 目 | 内 容 | 対 象 | 申請窓口、問い合わせ先 |
| 「まもりーぶ」 (仙南地域福祉サポートセンター) | 判断能力が充分でない方の福祉サービス利用手続きの援助、代行、日常的な金銭管理等を行ってもらえる。 ・福祉サービス利用料の支払の代行 ・公費負担のある福祉サービス利用契約の締結(代理) ・日常的金銭管理・財産お預かりサービス | 在宅の高齢者・障害者で判断能力が充分でないため、福祉サービスの利用が自らの判断できない、福祉サービスの利用料の支払いができない、日常的金銭管理に不安がある、財産管理や財産保全に不安がある、等の状態にある方。 | 仙南地域福祉サポートセンター 0224-51-3250 FAX0224-51-3339 |
| 障害者 110 番 | 障害者の権利擁護に関する相談(生命・身体に関する危害、財産侵害、相続関係、金融・消費・契約関係、雇用・勤務関係、その他人権関係)ができる。 | 県内(仙台市以外)の障害者、及びその家族又は近隣の方。 月曜：正午～午後5時(重症障害児・親) 火曜：留守番電話による受付 水曜：正午～午後5時(身体障害) 木曜： " (") 金曜： " (知的障害) 土曜： " (") 日曜：午前9時～午後5時(精神障害) | 県心身障害者福祉センター (TEL 0 2 2 - 2 9 6 - 5 0 5 3) |
| 車いす等貸与 | 旅行、緊急時に車いす、ベッド(ジャッグ、電動)が必要になった時に一時的に貸出する。 | 年齢、障害の有無に関わらず、緊急時に必要な方に短期間貸出する。 | 町保健福祉課へ |

所得要件等により該当しない場合がありますので、担当窓口にご確認ください。

4 . 各種手当、障害年金などについて

< 手当、年金など >

| 種 目 | 内 容 | 対 象 | 申請窓口、問い合わせ先 |
|-------------|---|--|----------------------------------|
| 特別障害者手当 | 在宅で特別の介護を必要とする障害のある方に、障害により生じる負担を軽減するために支給される手当（施設入所中、病院等に3ヶ月を超えて入院している方は該当しない）。 | 20歳以上で、著しく重度の障害の状況にあるため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする方。 | 町保健福祉課へ申請書を提出し、県保健福祉事務所で審査、決定する。 |
| 障害児福祉手当 | 在宅で特別の介護を必要とする障害のある方に、障害により生じる負担を軽減するために支給される手当（施設入所中の方は該当しない）。 | 20歳未満で、重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする方。 | 町保健福祉課へ申請書を提出し、県保健福祉事務所で審査、決定する。 |
| 福祉手当（経過措置分） | 在宅で特別の介護を必要とする障害のある方に、障害により生じる負担を軽減するために支給される手当（施設入所中の方は該当しない）。 | 重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする方で、次のいずれにも該当する方。 昭和61年3月31日において20歳以上であること、昭和61年4月1日において従前の福祉手当の受給資格を有すること、特別障害者手当を受けられないこと、障害基礎年金を受けられないこと。 | 町保健福祉課へ申請書を提出し、県保健福祉事務所で審査、決定する。 |
| 特別児童扶養手当 | 政令で定める1、2級程度の障害のある20歳未満のお子さんを扶養する父母又は養育者に、障害により生じる負担を軽減するために支給される手当。 | 政令で定める1、2級程度の障害の状態にある20歳未満のお子さんを扶養する父母又は養育者。 | 町保健福祉課へ申請書を提出し、県で審査、決定する。 |
| 障害年金 | 病気やケガで障害が残ったときに支給される年金 (等級により該当) | 初診日に加入していた年金によって支給される年金が異なる。 国民年金加入又は20歳未満：障害基礎年金 厚生年金加入：障害厚生年金 共済組合：障害共済年金 | 町民税務課 社会保険事務所 |
| 心身障害者扶養共済制度 | 障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納付することにより、保護者に万が一（死亡、重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金が支給される。 | 下記に該当する障害により将来独立生活が困難であるお子さんを現に扶養している保護者であり、65歳未満の方。 知的障害の方 身体障害者手帳1～3級所持者 精神又は身体に永続的な障害のある方で、上記2つと同程度の障害と認められるもの | 県保健福祉部障害福祉課 |



新しい障害福祉サービスがスタート

平成18年10月からスタートする新しい障害福祉サービスについて、これまでは身体障害と知的障害、精神障害といった障害の種類や年齢により受けられる福祉サービスの内容が決められていましたが、障害者自立支援法の施行により、どの障害の人も共通のサービスが受けられるようになりました。

身体障害児者や知的障害児者及び精神障害者の方が、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを利用するためには、**蔵王町役場保健福祉課の窓口**に支給申請してください。

1．相談・申請・調査

申請をすると、町役場職員又は委託を受けた相談支援事業者の職員が訪問し、本人の障害の状況についての調査が行われます。

調査項目は身体の状態や日常生活に関する質問に選択式で答えます。介護保険における要介護認定の調査項目79項目に、行動面に関する項目や精神面に関する項目、日常生活面に関する項目など27項目を追加した計106項目あります。

2．審査・判定

調査の結果をもとに、審査会で審査・判定が行われ、どのくらいのサービスが必要な状態か**障害程度区分**が決められます。

3．事業者と契約

支給が決定したら、サービスを利用する事業者を選択して、サービス利用に関する契約を結びます。どの事業者がいいかわからない場合などは、保健福祉課に相談して下さい。

4．決定通知サービスの利用開始

受給者証を提出してサービスを利用し、原則として利用者負担(1割)を支払います。



利用できる福祉サービス

訪問系サービス（在宅で訪問を受けたり、通所などをして利用するサービス）

| サービスの名称 | 内 容 |
|-------------------|---|
| 居宅介護 （ホームヘルプ） | 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。 |
| 重度訪問介護 | 重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。 |
| 行動援護 | 知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助を外出時の移動の補助などをします。 |
| 短期入所 （ショートステイ） | 家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。 |
| 重度障害者等包括支援 | 常に介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人は、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。 |

日中活動系サービス（入所施設で昼間の活動を支援するサービスを行います。）

| サービスの名称 | 内 容 |
|---------------------|--|
| 療養介護 | 医療に必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。 |
| 生活介護 | 常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。 |
| 児童サービス | 障害児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを受けられます。 |
| 自立訓練 （機能訓練・生活訓練） | 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労移行支援 | 就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。 |
| 就労継続支援 | 通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。 |

居住系サービス（入所施設で住まいの場としてのサービスを行います）

| サービスの名称 | 内 容 |
|---------------------|-------------------------------------|
| 共同生活介護 （ケアホーム） | 共同生活の場所で入浴排せつ、食事の介護などが受けられます。 |
| 施設入所支援 | 施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。 |
| 共同生活援助 （グループホーム） | 地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。 |

補装具の支給

事前申請により認められると、補装具の購入費または修理費が支給されます。利用者負担は原則として1割です（所得に応じて一定の負担上限があります）。

対象になる補装具の種類

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、メガネ、補聴器、車いす、電動車イス、歩行器、歩行補助つえ、座位保持椅子、起立保持具、排便補助具、頭部保持具、重度障害者用意思伝達装置（対象となる補装具については見直しが行われました。詳しくは保健福祉課にお問い合わせ下さい。）



地域生活支援事業

この事業は、障害福祉サービスとは別に、地域の利用者の実情に応じて市町村と県が協力して実施する事業です。障害者の地域における生活を支えるさまざまな事業を行って行きます。

- ・ **相談支援事業**：障害者や障害児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための必要な援助などを行います。
- ・ **コミュニケーション支援事業**：意思伝達に支援が必要な障害者等に対して、手話通訳等を派遣する事業などを行います。
- ・ **日常生活用具の給付事業**：重度の障害者に、補装具以外の機器で、自立した日常生活を支援する用具の給付やレンタルを行います。
- ・ **移動支援事業**：自立支援給付の対象とならないケースで、外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。
- ・ **地域活動支援センター機能強化事業**：創作的な活動や生産活動など、さまざまな活動を支援する場として地域活動支援センターの機能を強化して、障害者の地域生活を支援します。（蔵王町では、現在具体的に決まっていない部分があり、使えるようになるのはもう少し時間がかかります。）

詳しい説明については、蔵王町役場障害福祉係（内線584）にお問い合わせ下さい。



7. 主なお問い合わせ先一覧

蔵王町役場

〒989-0892 刈田郡蔵王町大字円田字西浦北 10

TEL 0 2 2 4 - 3 3 - 2 2 1 1 (代)

保 健 福 祉 課

TEL 0 2 2 4 - 3 3 - 2 0 0 3

FAX 0 2 2 4 - 3 3 - 2 9 8 8

町 民 税 務 課

TEL 0 2 2 4 - 3 3 - 3 0 0 1

FAX 0 2 2 4 - 3 3 - 3 1 6 8

TEL 0 2 2 4 - 3 3 - 3 0 0 2

FAX 0 2 2 4 - 3 3 - 3 8 0 4

蔵王町社会福祉協議会

〒989-0821 刈田郡蔵王町大字円田字愛宕前 29

TEL 0 2 2 4 - 3 3 - 2 9 4 0

FAX 0 2 2 4 - 3 3 - 7 9 4 0

宮城県庁 保健福祉部 障害福祉課

〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1

TEL 0 2 2 - 2 1 1 - 2 5 3 9

FAX 0 2 2 - 2 1 1 - 2 5 9 7

宮城県仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

〒989-1243 柴田郡大河原町字南 129-1

TEL 0 2 2 4 - 5 3 - 3 1 1 1 (代)

FAX 0 2 2 4 - 5 3 - 3 1 3 1

母子・障害班

TEL 0 2 2 4 - 5 3 - 3 1 3 2

健康対策班

TEL 0 2 2 4 - 5 3 - 3 1 2 1

宮城県リハビリテーション支援センター

〒984.0827 仙台市若林区南小泉四丁目 3 番 1 号

TEL 0 2 2 - 2 8 6 - 4 3 9 0

FAX 0 2 2 2 8 6 - 4 3 8 9

宮城県中央地域子どもセンター

〒980-0014 仙台市青葉区本町 1-4-39

TEL 0 2 2 - 2 2 4 - 1 5 1 3

FAX 0 2 2 - 2 2 4 - 1 4 9 0

大河原社会保険事務所

〒989-1245 柴田郡大河原町字新南 18-3

TEL 0 2 2 4 - 5 1 - 3 1 1 1

大河原税務署

〒989-1201 柴田郡大河原町大谷字末広 12-1

TEL 0 2 2 4 - 5 2 - 2 2 0 2 (代)

大河原県税事務所

〒989-1243 柴田郡大河原町字南 129-1 大河原合同庁舎 2階

TEL 0 2 2 4 - 5 3 - 3 1 1 1 (代)